

**「社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価書（個人の市・  
県民税・森林環境税に関する事務・全項目評価書）（案）」について  
パブリックコメントを実施します**

**1 特定個人情報保護評価について**

2013年（平成25年）5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定され、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されることになりました。これに伴い、2015年（平成27年）10月から国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）が付番されています。

特定個人情報保護評価とは、マイナンバーを含む個人情報のファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

**2 パブリックコメントの実施概要**

特定個人情報ファイルを保有する基幹系システムを更新するにあたり、個人の市・県民税・森林環境税に関する事務について、個人のプライバシー等の権利利益の保護のための措置に関する詳細な分析・評価を行うための全項目評価書（案）を再作成しました。

当該評価書（案）につきましては、市民の皆さまから意見を募集した後、さらに有識者からなる第三者機関による点検を経て、特定個人情報の保護に取り組むことを宣言するものとして公表します。

**（1）意見を募集する件名**

社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務・全項目評価書）（案）

**（2）意見等を提出できる方**

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者

### (3) 意見等の募集期間

2024年(令和6年)9月5日(木)から10月4日(金)まで

### (4) 意見等の提出方法

案をご覧の上、意見提出用紙又は任意の用紙に意見と住所、氏名(法人等の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名)、上記「(2)意見等を提出できる方」のいずれに該当するかを明記し、次の方法により、市民税課へ提出してください。

#### ア 郵送

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所 財務部 市民税課

#### イ ファクシミリ

0466-50-8405

#### ウ 持参

##### (ア) 受付場所

藤沢市役所 財務部 市民税課

(藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎4階)

##### (イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜日、日曜日、祝日は除く)

※藤沢市ホームページ上の「パブリックコメント専用提出フォーム」による提出も可能です。

※電話での受付はできませんのでご了承ください。

### (5) 意見等に対する考え方の公表

受け付けた意見等は類型化し、市の考え方を付して公表します。なお、提出されたご意見は、個人情報に関する箇所を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

### (6) 実施主体

藤沢市

### (7) 問い合わせ先

藤沢市役所 財務部 市民税課(個人市民税担当)

電話番号:0466-25-1111(内線2341)

### 3 今後のスケジュール

2024年（令和6年）	9月	意見公募（パブリックコメント）の実施
	11月	第三者点検の実施

### 4 資料

- (1) 意見提出用紙
- (2) 個人の市・県民税・森林環境税に関する事務・全項目評価書（案）の概要
- (3) 個人の市・県民税・森林環境税に関する事務・全項目評価書（案）
- (4) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）用語集
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則
- (6) 特定個人情報保護評価指針